

いそご地域活動ホームいぶき後援会規約

(目的)

第1条 いそご地域活動ホームいぶき後援会（以下「後援会」という。）は、いそご地域活動ホームいぶき（以下「いぶき」という。）が行う障害者が地域で普通に暮らせるように支援する活動の充実に向け援助することを目的とする。

(会が行う事業)

第2条 後援会は、次の事業を行う。

- (1) いぶきの活動に対する資金援助及び援助活動
- (2) 資金援助の原資にする収益活動（チャリティー、バザー等）
- (3) その他目的に向け必要な事業

(会員の種類)

第3条 会員は次の種類とする。

- (1) 資金援助会員
 - ア 個人会員
本会の趣旨に賛同し資金援助を行う個人会員
 - イ 団体会員
本会の趣旨に賛同し資金援助を行う団体会員
- (2) 援助活動を行う会員
本会の趣旨に賛同しいぶきへの援助活動を行う個人・団体会員

(資金援助会費)

第4条 資金援助会費は次のとおりとする。

- | | | | | | |
|----------|-----|--------|----|---------|------|
| (1) 個人会員 | 年会費 | 一般 | 1口 | 2,000円 | 1口以上 |
| | | いぶき利用者 | 1口 | 500円 | 1口以上 |
| | | 光友会職員 | 1口 | 1,000円 | 1口以上 |
| (2) 団体会員 | 年会費 | 任意団体 | 1口 | 3,000円 | 1口以上 |
| | | 法人団体 | 1口 | 5,000円 | 1口以上 |
| | | 企業 | 1口 | 10,000円 | 1口以上 |

(会員の申込み)

第5条 会員の申込みは、別紙様式「いそご地域活動ホームいぶき後援会会員申込書」を提出するとともに、資金援助会員は会費を納入する。なお、資金援助会員については申込書の提出と会費の納入をもって会員となる。援助活動を行う会員については申込書の提出をもって会員となる。

(資金援助会費の納入)

第6条 資金援助会費は次のいずれかの方法で納入する。

- (1) 郵便局振込
- (2) 事務局窓口での納入

(寄付金の受入れ)

第7条 後援会への寄付金は本会の資金として受け入れる。

(役員)

第8条 本会は次の役員で構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 会計 1名

2 役員の任期は6月1日から翌々年の5月31日とする。ただし、留任を妨げない。年度途中で役員になった場合は当該年度の終了をもって1年とする。

3 役員は総会において選出する。

(役員会)

第9条 会の運営について協議するため役員会を開催する。

- 2 役員会は前条の役員をもって構成する。
- 3 役員会は会長が招集する。
- 4 役員会は会長が座長を務める。
- 5 会長が不在のときは副会長が代行する。

(総会)

第10条 総会を年1回以上開催する。

- 2 総会は会長が議長を務める。
- 3 会長が不在のときは副会長が代行する。
- 4 総会の決議は、決議委任を含め出席者の過半数をもって成立する。

(会計)

第11条 本会の収入は、会費と事業収入及び寄付金とする。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会計は、会計年度終了後4月末までに会計監査を受けるものとする。

(規約の改廃)

第12条 規約の改廃は、決議委任を含め総会出席者の3分の2以上の賛成によるものとする。

(事務局)

第13条 後援会の事務局をいぶき内（横浜市磯子区杉田5-32-15）に置く。

社会福祉法人光友会いそご地域活動ホームいぶき

〒235-0033 横浜市磯子区杉田5-32-15

電話 045-778-1228 FAX045-778-6595

附則

- 1 この規約は平成18年4月1日から施行する。
この規約は平成26年4月1日から改定する。